

那珂川水系河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけるべきではない

(1) 霞ヶ浦の水質が劣悪のため導水路の運用は困難

- ① 霞ヶ浦導水事業の三つの目的のうち、「都市用水の開発」と「利根川と那珂川の渇水時の補給」は、水量に余裕がある河川から霞ヶ浦を経由して水量の少ない河川に水を送ることで、都市用水を開発するとともに渇水時の補給を行うものであって、あくまで霞ヶ浦を経由して利根川と那珂川の間で水を融通することを前提としている。ところが、利根川、那珂川と比べて、霞ヶ浦の水質が劣悪であるため、霞ヶ浦の水を渇水時に利根川や那珂川に送ることができない。□
 - ② 1994年3月に完成した利根導水路は1995年の試験通水で漁業被害を起こした後は運用できない状態が続き、「開かずの水路」となっている。利根導水路は霞ヶ浦開発の利根川連絡水路を兼ねていて、霞ヶ浦開発事業で開発した千葉の農業用水、水道用水、工業用水、東京都の水道用水が利根川・江戸川で取水できるように渇水時には利根川に補給することになっている。しかし、霞ヶ浦開発完成後の1996年度以降で、この連絡水路が使われたのは現在まで2007年4月25~29日だけである。霞ヶ浦開発が完成してから20年経つが、たったの5日しか使われたことがない異常な状態が続いている。
 - ③ これは、利根川に比べて水質が劣悪でCOD(有機汚濁物質の指標が2~2.5倍以上もある霞ヶ浦の水を利根川の渇水時に利根川に補給すれば、利根川の水生生物に少なからぬダメージを与え、漁業被害を起こすことが予想されるから、利根川連絡水路を開けることができないのである。
 - ④ 霞ヶ浦と那珂川を結ぶ那珂導水路が仮に造られても同様の問題が起きることは必至である。むしろ、霞ヶ浦のCODは那珂川のその4~5倍以上もあるから、那珂導水路を使って霞ヶ浦の水を那珂川に送れば、利根導水路以上に深刻な漁業被害を起こすことが予想されるから、できるはずがない。那珂導水路が完成しても、それがまた「開かずの水路」になることは確実である。
 - ⑤ そして、霞ヶ浦の水質改善計画が何度も策定され、水質改善への取り組みがされているにもかかわらず、霞ヶ浦の汚濁状況が改善される兆しが一向に見えない。利根導水路や那珂導水路は将来とも「開かずの水路」になってしまう可能性が高い。
 - ⑥ □霞ヶ浦導水事業により、利根川、那珂川から霞ヶ浦に導水しても、その水質改善効果は国土交通省の計算でも小さく、水質再現計算の誤差範囲のものであり、また、霞ヶ浦の水質変動の範囲にとどまるから、導水事業で霞ヶ浦の水質が改善されることは期待できない。
 - ⑦ したがって、霞ヶ浦導水事業の三つの目的のうち、「都市用水の開発」と、「利根川と那珂川の渇水時の補給」は導水事業の施設が完成しても、運用することができず、機能不全に陥ることになる。□
 - ⑧ 霞ヶ浦の水質が劣悪のため、渇水時に霞ヶ浦から利根川や那珂川に補給することができないのであるから、霞ヶ浦導水事業の利水予定者のうち、利根川経由で取水する東京都営水道、埼玉県営水道、千葉・印旛広域水道、九十九里広域水道企業団、千葉県営東葛・葛南地区工業用水道と、那珂川で取水する茨城県中央広域水道、茨城県中央広域工業用水道は、霞ヶ浦導水事業の施設が完成しても、実際には取水ができない形だけの水利権になることが確実に予想される。
- (2) 今後水需要が一層縮小していくので、霞ヶ浦導水事業による新規水源は不要
- ① □利根川流域6都県(茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉県及び東京都)の上水道の1日最大給水量は1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万m³/日も減少した。これは漏水の減少、生活様式の平準化、節水の進行によって、1人1日最大給水量が急速に減ってきたからであるが、今後は利根川流域全体の人口も減少傾向

- になるので、1日最大給水量の減少傾向に拍車がかかることは必至である。
- ② 霞ヶ浦導水事業の利水予定者を個別に見ても同様な傾向にあって、そのほとんどは水需要の増加傾向が止まって余裕水源を抱えるようになっており、導水事業による新規水源を必要としていない。
 - ③ 東京都水道については1日最大給水量の急速な減少と水源開発の進捗により、2012年度は220万 m^3 /日を超える大量の余裕水源が確保されているから、霞ヶ浦導水事業の水源は不要である。□
 - ④ 埼玉県の水道も1日最大給水量が減少の一途を辿るようになり、一方で、保有水源が次第に増加してきたので、2012年度は71万 m^3 /日の余裕水源を保有している。よって、埼玉県も霞ヶ浦導水事業の水源は不要である。
 - ⑤ 千葉県の水道のうち、印旛広域水道は千葉県営水道に取水・導水・浄水の業務を全面委託しているのので、千葉県営水道と合わせて考えると、1日最大給水量は増加傾向が止まり、2012年度には17万 m^3 /日以上余裕水源が保有されている。よって、霞ヶ浦導水事業の水源なしで今後の水需要を充足することは十分に可能である。
 - ⑥ 千葉県の水道のうち、九十九里広域水道も1日最大給水量は増加傾向が止まっており、2012年度の余裕水源は約46,000 m^3 /日もあるので、霞ヶ浦導水事業の水源を必要としていない。
 - ⑦ 千葉県営東葛・葛南地区工業用水道は1日最大給水量が減少の一途を辿り、2012年度時点の余裕水源は約33,000 m^3 /日あるので、霞ヶ浦導水事業の水源は不要である。
 - ⑧ 茨城県は霞ヶ浦開発の余剰水源を大量に抱えており、それを活用すれば、霞ヶ浦導水事業等の新規水源開発に参加する必要性は皆無であるにもかかわらず、茨城県は水源開発事業への参加を優先して進めてきた。
 - ⑨ 茨城県営の県西広域水道、県南広域水道を含む利根水系水道についてみると、1日最大給水量は増加が止まっている。そして、利根水系県営工業用水道が抱える大量の余剰水源の一部(2割)を県営水道に転用するだけで、利根水系水道は約21万 m^3 /日の余裕水源が得られるので、霞ヶ浦導水事業の水源は不要である。
 - ⑩ 那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂水系・県営工業用水道の1日最大給水量は明白な増加傾向はなくなっている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて0.5 m^3 /秒程度の水源が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものであるのので、その取水を認めても何の問題もない。
 - ⑪ 那珂川の濁水は2001年まで数年に一度の頻度で起きることがあったが、いずれも5月連休の短い期間に限られており、田植え時の一斉取水で引き起こされたものであって最近の減反で起きにくくなっているのだから、濁水は軽微なものである。他の水系で生じるような夏期の濁水が起きていないのだから、水利用の面で余裕のある河川であることは明らかである。
 - ⑫ □さらに、那珂川は、県中央広域水道と県中央広域工業用水道の取水地点の上流では使用後の農業用水の還流によって流量が十分に回復しているので、導水事業なしに必要な水量を取水することに何の支障もない。正規の水利権として許可すべきである。
 - ⑬ ところが、ダム建設や霞ヶ浦導水事業の起業者であり、水利権許可権者でもある国土交通省は県中央広域水道と県中央広域工業用水道に対して正規の水利権を与えず、霞ヶ浦導水事業の暫定水利権という扱いをして、同事業への参加を強制しているのである。□
 - ⑭ 以上のとおり、霞ヶ浦導水事業の利水予定者である茨城県、東京都、埼玉県、千葉県の水道、工業用水道のいずれも、水需要の増加停止、減少により、新たな水源確保が不要となっており、霞ヶ浦導水事業の利水面の必要性は皆無となっている。